

アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設の
指定管理者の指定について

アットホームおおたま及びあだたらの里おおたま観光レクリエーション施設の指定管理者について、大玉村公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項及び第2項並びに第3項に基づき、指定管理者の候補者を選定しておりましたが、令和4年3月4日の村議会の議決を経て、指定管理者と指定しましたので、お知らせします。

記

1 指定管理者を設置する施設

- (1) アットホームおおたま
- (2) 観光レクリエーション施設 簡易宿泊施設

2 指定管理者の名称等

名 称 おおたま村づくり株式会社
代表者 代表取締役 鈴木 誠一
所在地 福島県安達郡大玉村大山字新田10-1

3 指定管理者の指定期間

令和4年 4月 1日から令和7年 3月31日まで